

令和7年度

「公正採用選考人権啓発推進員研修会」

開催のご案内

Webで質問も受けつけます。

ハローワーク及び愛知労働局では、雇用主が同和問題などの人権問題について正しい理解と認識のもとに公正な採用選考を行っていただくため、

従業員数30人以上の事業所等に「公正採用選考人権啓発推進員」（以下「推進員」という。）の選任をお願いしております。

併せて、公正な採用選考システムの確立に向けた理解と認識を深めていただくため、毎年、推進員の方々を対象とした「公正採用選考人権啓発推進員研修会」を開催しております。推進員の方々は積極的にご参加ください。

受講方法

Web形式（事前申込不要）

労働局のホームページへアクセスし、資料を印刷のうえ、研修動画を視聴し受講していただきます。

◆ 受講可能期間

令和7年12月26日（金）正午（12:00）まで

◆ 掲載場所

以下の2次元コード又は愛知労働局のホームページからアクセスしてください。

視聴後、「Web研修受講報告」及び、「Web研修アンケート」を愛知労働局のホームページからご報告いただき、研修の受講が完了します。

愛知労働局サイトURL

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_taisaku/_79409/kouseisaiyou_jinken_goannai_01.html



研修内容

- (1) 公正な採用選考をめざして
- (2) 公正な採用選考をめざして～共に歩む未来へ～（厚生労働省作成動画）



厚生労働省・愛知労働局・ハローワーク

愛対特071201

公正採用選考人権啓発推進員制度について

制度の目的

職業安定機関では、職業選択の自由を保障し、すべての人々の就職の機会均等が確保されるよう、事業主を始めとする雇用する側の皆様に、人権問題を正しく認識していただき、応募者の適性と能力に基づいた公正な採用選考の実施についてお願いしています。

本制度では、一定要件に該当する事業所において、「公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）」を設置いただき、この「推進員」に対し職業安定機関からの継続的な指導啓発を行うことにより、事業所の公正な採用選考システムの確立を図っていただくことを目的としています。

設置対象となる事業所

- 常時使用する従業員の数が30人以上の事業所
- 職業紹介事業、労働者派遣事業を行う事業所
- 推進員を選任することが適当であると認める事業所

※愛知労働局の事務事業に係る補助金等の交付先、委託事業実施事業所、地方自治体から指定管理者を担う事業所など

選任の基準

原則として、人事担当責任者等、採用・選考に関する事項又は職業紹介に関する事項について、相当の権限を有する方を選任してください。

◆推進員の役割◆

「推進員」は、就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について、中心的な役割を担っていただきます。

- ① 公正採用選考システムの確立を図ること。
- ② 職業安定行政機関との連携に関すること。
- ③ その他、当該事業所において必要とする対策の樹立および推進に関すること。

※職業安定行政機関等が実施する各種研修会に積極的に参加いただく等自己啓発を図り、不適切事象の未然防止に努めてください。

事業主のみなさまへ

「推進員」の設置対象事業所で、設置がされていない場合は、早急に設置をお願いします。

また、「推進員」を設置されている事業主のみなさまは、従業員の選考・採用に最も影響力を持つ当事者として、本制度の趣旨を十分に理解していただき、「推進員」の様々な活動や取組みが円滑に実施できるようご配慮をお願いします。

設置等に関する報告

「推進員」を選任、変更、増員又は報告を求められた時は、事業所を管轄する公共職業安定所長あて、選任状況報告書を届出してください。

令和3年8月1日より、選任状況報告書を添付した「Eメールによる届出」もできるようになりました。

詳しくは愛知労働局のホームページをご覧ください。

※様式のダウンロードはこちら

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_taisaku/_79409/onegai.html
愛知労働局HP>各種法令・制度・手続き>職業対策関係>法令・制度について
>公正な採用選考について>公正採用選考人権啓発推進員制度について

